

宇都宮市送迎保育ステーション事業

《送迎保育ステーション 未来》

ご利用のしおり



宇都宮市子ども部保育課

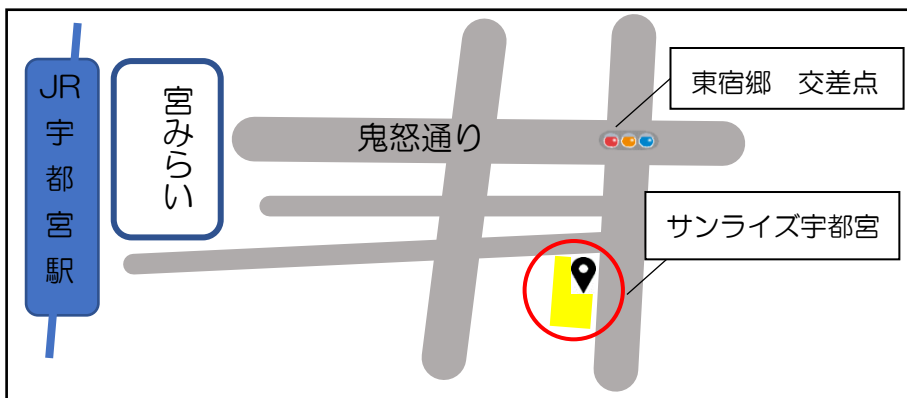
1 送迎保育ステーション事業について

(1) 事業内容

- ・ 送迎保育ステーションで、朝、保護者から児童をお預かりし、専用車両で在籍する保育所・認定こども園（以下、「在籍園」という。）まで送り届けます。
- ・ 夕方、在籍園から専用車両で送迎保育ステーションまで児童を送り届け、送迎保育ステーションにて保護者にお渡しします。

(2) 所在地

宇都宮市東宿郷2丁目18-2 サンライズ宇都宮1階
小規模保育施設「駅ひがし保育園」 併設



建物外観

(3) 利用定員

30名程度（3・4・5歳児 各10名）

(4) 対象児童

次の①と②の要件を満たす児童が対象となります。

- ① 本市から教育・保育給付認定の2号認定（保育の必要性認定）を受け、送迎先となる在籍園（(5)に記載の施設）を利用する3歳児クラス以上に在籍する児童
※ 教育・保育給付認定における1号認定の児童、2歳児クラスに在籍する2号認定の児童、3号認定の児童については当事業の対象外となりますが、2歳児クラスに在籍する2号認定の児童、3号認定の児童については、送迎保育ステーションに併設する小規模保育事業（駅ひがし保育園）の利用が可能です（別途、入所の申込み等が必要となります）。
- ② 本事業を利用することで在籍園への保護者の送迎負担（通勤経路を大きく迂回して通園しているなど）の軽減が見込まれることから、本事業の利用を希望する児童

(5) 送迎先施設一覽

①宇都宮保育園	②御幸保育園
③今泉保育園	④宇都宮大学まなびの森保育園
⑤不動前保育園	⑥あさひの保育園
⑦ようとう保育園	⑧ひので保育園
⑨しらとり保育園	⑩ひばり保育園
⑪東峰保育園	⑫ひのおか保育園
⑬あゆみ保育園	⑭認定こども園さくらが丘
⑮認定こども園清愛幼稚園	⑯松ヶ峰幼稚園認定こども園
⑰認定こども園愛隣幼稚園	⑱認定こども園さくらんぼ幼稚園
⑲認定みどりこども園	⑳認定こども園 Hinooka Preschool 陽の丘幼稚園
㉑認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	㉒認定うつのみやこども園 石川幼稚園

【送迎先位置図】



(6) 送迎保育スケジュール

目安時刻	行動内容
7:00～8:00	保護者が送迎保育ステーションに児童をお連れください。 ※ 当日の朝に利用をキャンセルする場合は7:45頃までに在籍園及び送迎ステーションへご連絡ください。 ※ 利用キャンセルの連絡がなく、送迎保育ステーションに登園がない場合、送迎保育ステーションから保護者に連絡をいたします。
8:00頃	送迎保育ステーションから在籍園に送迎バス出発 順次到着
9:00頃～ 16:00頃	在籍園にて保育 ※ 当日の夕方に利用をキャンセルする場合は15:45頃までに在籍園及び送迎ステーションにご連絡ください。
16:00頃～	送迎バスにて在籍園に順次お迎え
17:00頃～	保護者が送迎保育ステーションにお迎えに来てください。

(7) 利用料金（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、里親等は0円）

月額利用料：2,000円

延長利用料（18時から20時まで、事前選択制）：

日額250円又は月額2,800円

※ 利用料金の免除対象となるか確認するために課税状況等を確認させていただきます。

2 利用申込について

- 利用申込にあたっては、このしおりと送迎保育ステーション利用規約等をご確認いただくとともに、可能な限り、事前に送迎保育ステーションをご見学いただき、送迎保育ステーション事業について十分にご理解いただいたうえで、お申込みください。
- ご不明な点やご確認したい点については、下記までお問合せください。
宇都宮市子ども部保育課企画グループ：028-632-2384
送迎保育ステーション「未来」：028-680-5207

<ご注意ください>

- 申込書類の提出先は保育課になります（在籍園を経由して保育課に提出することも可能ですが、その際は保育課への提出期日に間に合うようご注意ください。）
※ 上記以外（例：地区市民センター等）では受付を行っていないため、ご注意ください。

(1) 申込書類

ア 施設への入所と併せて送迎保育を利用しようとする方
利用申込書，健康状況申告書

イ 施設に入所しており送迎保育を利用しようとする方

利用申込書，健康状況申告書，入所時に保育課に提出した書類の最新版一式

※ その他，必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。詳しくは，保育課までお問い合わせください。

(2) 申込受付期間

保育所，認定こども園等の入所申込受付期間*内に保育課までご提出ください。

※ 「教育・保育施設等入所のご案内」等をご確認ください。

3 ご利用にあたっての主な留意事項

【送迎保育ステーション関係】

- ・ スマートフォンアプリの LINE を用いた専用連絡ツール「Miraco（ミラコ）」をご利用いただきます（詳しくは送迎保育ステーション未来へお問い合わせください。）。
- ・ 通園バックや午睡用品などの荷物については，送迎保育ステーションが指定する方法で「在籍園名」と「氏名」を表記していただきます。
- ・ 送迎保育ステーションを利用しない場合（保護者が直接在籍園に送迎を行う，欠席など），送迎保育ステーション及び在籍園が指定する方法で朝は7時45分頃まで，夕方は15時45分頃までに，送迎保育ステーション及び在籍園に連絡をお願いします。
- ・ 在籍園を体調不良等により早退する場合は，保護者が直接在籍園にお迎えをお願いします。
※ 送迎対応付きの病児保育施設の利用をご検討される方は，直接，病児保育施設にご相談いただき，保護者の方にてご登録をお願いします。
- ・ 申請時に登録されている方と別の方（例：祖父母など）が送迎保育ステーションにお迎えに来る場合は，送迎保育ステーションまで事前の連絡をお願いします。
- ・ 感染症等により在籍園をお休みされ，在籍園等が定める期間経過後に利用する場合，在籍園に提出される書類の写しを送迎保育ステーションで取らせていただきますので，ご了承ください。

【送迎先施設（在籍園）関係】

- ・ 送迎保育の利用にあたっては，保護者と在籍園のコミュニケーションの確保が重要になることから，在籍園の指定する方法で日頃から在籍園とコミュニケーションを取るようお願いします。
- ・ 金銭等の授受については，保護者と在籍園で直接行うよう，お願いします（送迎保育ステーションではお受けかねます）。
- ・ 医療的な見地から児童が服薬を必要とする場合，保護者は在籍園に事前に相談の上，在籍園の指示に従うよう，お願いします。

【以下の場合、送迎保育の利用はできません】

- ・ 土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、送迎先保育施設の休園日
- ・ 行事や急な用事等であらかじめ定められた送迎時間に間に合わない場合
- ・ 風邪など健康状態が思わしくない場合や感染症対策として休園する場合
- ・ 慣らし保育期間中の場合（慣らし保育期間については、入園を希望される施設に事前にご確認ください。）

【その他】

- ・ 申込内容に変更が生じた場合は、送迎保育ステーションまで、所定の利用変更届の提出をお願いします。

4 台風・地震等の警報発令時の対応

- ・ 本市において警報・特別警報（警戒レベル3以上）が発令された場合、登園前であれば施設は臨時休園となり、登園後であれば降園又は避難所へ避難となります。
 - ・ 送迎保育ステーションで児童をお預かりしている際に警報・特別警報が発令された場合は、送迎保育ステーションから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。
 - ・ 在籍園で児童をお預かりしている際は在籍園から保護者に連絡しますので、直接在籍園にお迎えをお願いします。
- ※ 注意報（警戒レベル2）の発令であっても、天候等の状況によっては送迎バスを運行中止とする場合があります。その際は、送迎保育ステーションから保護者に連絡します。

【申請方法について】

Q：具体的な申込申請は、どうすればよいですか？

A：申込書に必要事項を記入し、宇都宮市役所本庁舎 2 階の保育課に提出してください。また、事前に送迎保育ステーションの見学を行うなど、当該事業について十分にご理解いただいたうえでの申請をお願いします。

なお、申込受付期間は保育施設の申込受付期間と同様になりますので、「教育・保育施設等入所のご案内」についても合わせてご確認ください。

Q：年度の途中でも申込は可能ですか？

A：年度途中の申込は可能です。

ただし、既に送迎保育の定員を超過している場合等においては、利用できないこともありますので、お知り置きください。

Q：利用許可はどのように決定されますか？

A：在籍園の入所利用調整後に送迎保育ステーション利用希望者の決定を行います。

なお、保育所等への入所が保留となった場合は、入所保留通知をもって送迎保育ステーションの保留通知を兼ねるものとします。

Q：送迎保育ステーションの利用についても選考はありますか？

A：送迎保育ステーションの利用申込が定員を上回る場合は、宇都宮市保育の実施選考基準に準じて選考となる場合があります、選考結果によってはキャンセル待ちとなります。

Q：利用を取り止める場合はどうすればいいですか？

A：利用を取り止める月の 20 日までに、送迎保育ステーションを通して保育課まで利用終了届を提出してください。

なお、利用終了月に延長利用があった場合、翌月に延長利用に係る料金が請求となりますので、ご注意ください。

Q：住所変更など、当初の申請内容が変わる場合はどうすればいいですか？

A：在籍園を通して、保育課まで利用変更届を提出してください。

【利用日数・送迎時間等について】

Q：送迎保育ステーションと在籍園との間（自宅など）で、送迎バスに乗降できますか？

A：申し訳ありませんが、できません。

安全性等の観点から、児童の乗降は送迎保育ステーション及び在籍園のみとなります。

Q：1 日だけの送迎保育の利用はできますか？

A：申し訳ありませんが、当事業は 1 ヶ月単位の利用となるため、1 日だけの利用はできません。

Q：毎日の利用でなくても（週2～3回の利用でも）送迎保育を利用できますか？

A：利用可能です。

事前に利用日を送迎保育ステーションと在籍園にお伝えください。

ただし、週2～3回の利用であっても月額の利用料金に減額等はありません。

Q：送り迎えのどちらか一方だけの送迎保育の利用もできますか？

A：利用可能です。

仕事などの都合に合わせて、どちらか一方だけを利用する場合は、その曜日や朝夕のどちらで送迎保育を利用するかなどを送迎保育ステーションと在籍園にお伝えください。

ただし、曜日限定や送り・迎えどちらか一方のみの利用であっても月額の利用料金に減額等はありません。

Q：送迎時間以外の時間でも送迎してもらえますか？

A：申し訳ありませんが、複数児童が利用するため、送迎時間（朝：8時頃 出発、夕：17時頃 到着）以外での送迎は行いません。

Q：送迎バスの発車時間に間に合わない場合は待ってもらえますか？

A：申し訳ありませんが、送迎バスの発車時間に間に合わない場合は、保護者が在籍園に直接送迎してください。

Q：利用日の朝に、子どもが体調不良により急遽、送迎保育ステーションを利用しなくなった場合、連絡はどうすればいいですか？

A：当日に利用をキャンセルする場合は、7時45分頃までに送迎保育ステーションに連絡をお願いします。

また、保護者から在籍園にも在籍園を欠席等することと、送迎保育ステーションを利用しないことの両方をご連絡ください。

Q：子どもが発熱した等の理由で、在籍園から急遽のお迎えの連絡があった場合、送迎保育ステーションの利用は可能ですか？

A：申し訳ありませんが、体調不良の児童については送迎バスの利用ができないことから、保護者にて在籍園にお迎えをお願いします。

なお、送迎付き病児保育施設を利用する場合は、保護者において事前の登録が必要となります。登録方法や利用の留意点等については、保護者において利用を希望する病児保育施設に直接ご確認ください。

Q：きょうだい別々の保育施設に通っていますが、別々の施設でも利用は可能ですか？

A：送迎先となる保育施設を利用されている場合であれば、別々の保育施設への送迎も可能です。

なお、別々の保育施設に送迎する場合も、同じ園に送迎する場合も、利用人数分の利用料金が発生します。

Q：利用申請時は送迎する保護者を父母としていたが、祖父母に変わる（追加する）場合は、どうすればいいですか？

A：送迎保育ステーションまで、事前にご連絡ください。

【各種料金について】

Q：送迎保育ステーションの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？

A：対象になりません（住民税非課税世帯等を除き、減免制度也没有ありません）。
利用される児童1人ごとに定められている利用料金をご負担いただきます。

Q：利用料金はいくらで、どこに支払えばよいですか？

A：1か月分の利用料金となる2,000円を送迎保育ステーションにお支払いいただきます。

なお、月の途中で利用を中止する場合、日割りによる返金等は原則、行いませんので、お知り置きください。

Q：延長利用料は、いくらになりますか？

A：延長利用料は、事前に日額又は月額を選択のうえ、申請していただきます。

月額利用を選択いただいた方は、2,800円となります。

日額利用を選択いただいた方は、「利用日数×250円」となります。

いずれの場合も、送迎保育ステーションにお支払いいただきます。

なお、延長利用について変更を希望する場合は、送迎保育ステーションを通じて保育課に申請してください（変更内容は申請受理の翌月から反映となります）。

Q：交通状況や天候等により送迎バスが遅延し、送迎保育ステーションの延長利用の時間になってしまった場合、送迎保育ステーションの延長利用料はかかりますか？

A：道路状況等により送迎バスの送迎保育ステーションへの到着が遅れ、送迎保育ステーションの延長利用の時間となった場合、送迎保育ステーションの延長利用料はかかりません。

ただし、送迎保育ステーションに送迎バスが到着後、保護者のお迎えが間に合っていない場合は延長利用料が発生いたしますので、ご注意ください。

【認定状況（利用対象者）について】

Q：送迎先の認定こども園に在籍する1号認定の児童は、事業の対象（利用可能）になりますか？

また、2号認定から1号認定に変更した場合、2号認定の時に利用していれば引き続き利用できますか？

A：申し訳ありませんが、対象（利用可能）になりません。

1号認定のお子さまは在籍園による送迎バスがご利用できるかと思っておりますので、

在籍園にご相談ください（運行していない施設もありますので、在籍園にご確認ください）。

Q：送迎先の保育所や認定こども園を一時預かり事業で利用する場合でも、送迎保育ステーションを利用できますか？

A：申し訳ありませんが、ご利用いただけません。

一時預かり事業は短期的な保育の必要性を理由とする事業であり、本事業は、日常的に保育の必要性がある児童を対象としているためご利用いただけません。

Q：保育の必要性が短時間認定となりますが、送迎保育を利用すると入所施設の延長料金が発生してしましますが標準時間の認定に切替できますか？

A：送迎保育ステーションを利用される方は、利用終了するまでの期間は一律標準時間の認定としますが、送迎保育ステーション事業の利用終了に併せ、短時間に再度切り替えを行います。

Q：宇都宮市外に居住していますが、広域利用で宇都宮市内の保育所・認定こども園に通う場合、送迎保育ステーションは利用できますか？

A：申し訳ありませんが、利用できません。

本事業は宇都宮市の待機児童解消を目的としていることから、利用対象者を本市から2号認定を受けた児童としており、他市町村において2号認定を受けている場合は、送迎保育ステーションの利用はできません。

【送迎保育ステーションの駐車場・送迎バスの運行について】

Q：送迎保育ステーションへの送迎の際に利用できる駐車場はありますか？

A：送迎保育ステーション専用の駐車場はございません。

お車でお越しの場合は、送迎保育ステーション未来（028-680-5207）へお問い合わせください。

Q：送迎バスには、運転士以外にも添乗しますか？

A：送迎保育ステーションの職員（保育士資格保有者）が送迎バスに添乗し、在籍園への引渡しと在籍園からの引受けを行います。

Q：送迎バスは安全ですか？

A：安全安心な運転に努めることはもちろん、送迎バスに保育士が同乗することにより、児童の安全確保に努めてまいります。

なお、運行において児童の安全が確保できない場合、利用をご遠慮いただく場合があります。

Q：送迎バスの乗車時間はどれくらいになりますか？

A：年度当初の申込状況により決定したコースによって異なります。

概ね30分程度となるよう、複数の車両で効率よく巡回する予定です。

Q：送迎保育の利用対象を3歳児（年少クラス）以上としているのはどうしてです

か？

A：0～2歳児については併設している小規模保育事業所の利用が可能（別途，申請等が必要）のため，利用対象は3歳児以上の児童としています。

【持ち物などについて】

Q：お薬を持たせることはできますか？

A：お薬の服用については在籍園の指示に従っていただく必要がありますので，在籍園にご相談ください。

Q：インフルエンザや風疹などの感染症が完治したことを証明する医師の意見書は送迎保育ステーションにも提出する必要がありますか？

A：在籍園に提出するものの写し（コピー）を送迎保育ステーションにて取らせていただきますので，お声掛けください。

Q：おやつを持たせることはできますか？

A：送迎保育ステーション及び送迎バスの中でおやつ等を提供することはできないため，おやつ等の食べ物は持たせないでください。

なお，延長利用となった児童に対しては，送迎保育ステーションにておやつを提供いたします。

このため，アレルギー等がある場合は，保護者の責任のもと，利用申請書にその旨を必ず記載するほか，送迎保育ステーションにも生活管理指導票をご提出ください（在籍園に提出する場合は写しをご提出ください。）。

また，送迎保育ステーション職員との面談時に必ず伝達するよう，ご協力をお願いします。

Q：送迎保育ステーションでは，集金の取次はできますか？

A：送迎保育ステーションでは，在籍園への現金の取次は行いません。

Q：在籍園における忘れ物や荷物の取り違い等については対応してもらえますか？

A：送迎保育ステーションでは対応いたしかねます。また，責任を負いかねます。